

平成30年7月25日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長

} 殿

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第196回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が、平成30年法律第75号をもって、本日公布されました。

今回の改正法は、参議院選挙区選出議員の選挙について、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の縮小を図るため、参議院選挙区選出議員の定数を増加して各選挙区において選挙すべき議員の数の是正を行うとともに、参議院比例代表選出議員の選挙について、全国的な支持基盤を有するとはいえないが国政上有為な人材又は民意を媒介する政党がその役割を果たす上で必要な人材が当選しやすくなるよう、政党その他の政治団体が参議院名簿にその他の参議院名簿登載者と区分して当選人となるべき順位を記載した参議院名簿登載者が、当該参議院名簿に係る参議院名簿登載者の間において優先的に当選人となるようにし、及び参議院比例代表選出議員の定数を増加することを目的として行われ、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとされました。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、各都道府県におかれましては、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、貴都道府県内の指定都市を除く市町村に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令等について所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 参議院議員の定数の改正

- 1 参議院議員の定数は248人（現行242人）とし、そのうち、100人（現行96人）を比例代表選出議員、148人（現行146人）を選挙区選出議員とされたこと。（新法第4条第2項関係）
- 2 参議院選挙区選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を、次に掲げる選挙区について改めるものとされたこと。

選挙区	議員数
埼玉県	8人（現行6人）

（新法別表第3関係）

第2 参議院比例代表選出議員の選挙制度に係る改正

- 1 参議院名簿における優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位の区分記載

参議院比例代表選出議員の選挙において、政党その他の政治団体は、参議院名簿の届出をする場合に、候補者とする者のうちの一部の者について、優先的に当選人となるべき候補者として、その氏名及びそれらの者の間における当選人となるべき順位をその他の候補者とする者の氏名と区分して当該参議院名簿に記載することができるものとされたこと。（新法第86条の3第1項後段関係）

- 2 1の候補者の有効投票

1により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者の有効投票は、当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の有効投票とみなすものとされたこと。

（新法第68条の3関係）

- 3 参議院名簿に1の候補者が記載されている場合の当選人となるべき順位

参議院名簿届出政党等であって、その届出に係る参議院名簿登載者のうちに1により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者があるものの届出に係る各参議院名簿において、当該参議院名簿登載者の当選人となるべき順位は、その他の参議院名簿登載者の当選人となるべき順位より上位とし、当該その他の参議院名簿登載者の間における当選人となるべき順位は、その得票数の最も多い者が

ら順次に定めるものとされたこと。（新法第95条の3第4項関係）

4 1の候補者の選挙運動

1により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、参議院名簿登載者としての選挙運動である選挙事務所の設置、自動車等の使用、文書図画の頒布及び掲示、個人演説会並びに街頭演説は認めないものとされたこと。ただし、電子メールを利用する方法による文書図画の頒布は、参議院名簿届出政党等の文書図画の頒布とみなして、することができるものとされたこと。（新法第130条第1項第3号等関係）

5 選挙公報の掲載文

選挙公報の掲載文に関し、1により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名等と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、その氏名、経歴及び当選人となるべき順位を記載すること等により、参議院名簿登載者の紹介に努めるものとされたこと。（新法第168条第3項関係）

6 投票記載所の氏名等の掲示

投票記載所の氏名等の掲示に関し、1により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び順位が参議院名簿に記載されている者である参議院名簿登載者については、当該参議院名簿届出政党等に係るその他の参議院名簿登載者の氏名と区分して、優先的に当選人となるべき候補者である旨を表示した上で、当該その他の参議院名簿登載者の氏名の次に、氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載をするものとされたこと。（新法第175条第5項関係）

第3 施行期日等

1 施行期日

改正法は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）

2 適用区分

(1) 第2は、改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙から適用し、当該選挙の公示の日の前日までにその期日を告示される参議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。（改正法附則第2条第1項関係）

(2) 第1は、施行日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例によるものとされたこと。(改正法附則第2条第2項関係)

3 参議院議員の定数に関する特例

参議院議員の定数は、第1の1にかかわらず、平成31年7月28日又は平成31年に行われる通常選挙の期日の前日のいずれか遅い日までの間は、242人とし、当該遅い日の翌日から平成34年7月25日までの間は、245人とするものとされたこと。(改正法附則第3条関係)

4 その他

その他所要の規定の整備がされたこと。